（受付印）

□　和解あっせん申立書
□　仲　裁　申　立　書

千葉県弁護士会紛争解決支援センター　御中

センターに提出された書類は、本書を含め、一切返還できません。本書及び重要事項説明書は原本（必ずお手元にコピーを残してください）、証拠その他の資料はコピーをご提出ください。

申立年月日	令和　　年　　月　　日
申立人	住　所　〒　　- TEL：自宅（　　）　　－　　／携帯：（　　）　　－ FAX：（　　）　　－ （フリガナ） 氏　名（会社名）　　（印）
代理人	住　所　〒　　- TEL:（　　）　　－　　／FAX:（　　）　　－ 申立人との関係：代理人弁護士・親権者・後見人・その他（　　） 氏　名　　（印）
相手方	住　所　〒　　- TEL：自宅（　　）　　－　　／携帯：（　　）　　－ FAX：（　　）　　－ （フリガナ） 氏　名（会社名）
（　）	住　所　〒　　- TEL:（　　）　　－　　／FAX:（　　）　　－ 氏　名

事　件　の　種　類（複数選択可）

不動産関係	□売買　□明渡　□賃料　□その他（　　）
契約関係	□消費者トラブル　□リース契約　□請負契約(工事代金・契約解除・その他) □売買　□債務不履行　□貸金関係　□その他（　　）
損害賠償	□交通事故　□建築瑕疵　□医療（診療科目：　　科）　□婚姻外男女関係 □相隣関係（騒音・日照・境界・通行）　□その他（　　）
家族間紛争	□離婚・夫婦間調整　□親子間調整　□婚約破棄　□親権　□相続・遺言 □その他（　　）
相隣関係	□騒音　□境界　□通行　□日照　□その他（　　）
職場関係	□解雇・退職　□労災　□賃金　□セクハラ　□パワハラ □その他（　　）
その他	□会社間トラブル　□知的財産権関係 □その他(　　)

20210701 版

申立の趣旨（求める結論）

□　相手方に〔 □（　　）円　／　□　相当額 〕の支払を求める。

□　その他〔　　〕

紛争の概要（紛争の要点，特記事項などを記入）

※この申立書は，原則として相手方にも写しを送付されることにご留意ください。

≪和解あっせん（話し合い）を開催する場所のご希望≫

□千葉県弁護士会館本部（千葉市中央区）／　□千葉県弁護士会館京葉支部（船橋市）／
□千葉県弁護士会館松戸支部（松戸市）／　□その他の場所（　　）

※会場の手配が可能な場合には，弁護士会館以外の場所でも開催することができます。
※相手方の出席を促進するため，相手方の住居地に近い地域で開催することが通常です。

≪和解あっせん期日における同席の可否≫

□　同席でも構わない。　□　別席を希望する。　□　どちらでもいい。

≪申立書とともに提出する書類≫（ご確認の上，同封の書類に☑を付けてください。）

□　紹介状（申立人に弁護士の代理人が就いてない場合に必要）
□　委任状（申立人に弁護士の代理人が就いている場合に必要）
□　重要事項説明書（必ずご提出ください。申立セットの封筒に同封されています。書面の末尾に署名・押印が必要です。）
□　証拠書類の写し（あるもの全て。なお，提出の際は，Ａ４版用紙に片面コピーし，写しの方をご提出ください。）
□　資格証明書（当事者が法人，法定代理人の場合にのみ必要です。）
□　仲裁合意書（和解あっせん手続では不要です。仲裁判断を求める場合のみ必要になります。）

20210701 版

【センター限り】
※相手方には送付しない

※あっせん人等への連絡事項

申立書は、原則としてそのまま相手方へ送付されます。電話番号や住所、連絡事項等で、あっせん人等のみに伝えたい（相手方に伝えたくない）ことがある場合には、申立書には記入せず、以下に記入のうえ提出してください。